

別記

第1号様式（第6条関係）

令和8年●月●日

高知県知事 濱田 省司 様

申請書の提出日を記入
してください。

所在地 高知市丸ノ内1丁目2番20号
商号又は名称 ABCタクシー有限会社
代表者職氏名 代表取締役 高知 太郎
生年月日 昭和45年7月20日

令和8年度高知県タクシー車両導入等支援事業費補助金交付申請書

高知県タクシー車両導入等支援事業費補助金交付要綱第6条に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業区分（該当事業の□欄に印を付してください。）

☒ タクシー車両導入事業☐ 普通自動車第二種免許取得支援事業

今回の募集では申請対象外です

2 補助申請額 金 1,600,000 円

3 事業完了予定年月日 令和9年2月28日

「5 収支予算」の「(1) 収入」の「県補助金」欄と同額を記入してください

納車予定日か支払予定日のいずれか遅い日付を記載してください
※現時点で不明な場合は令和9年3月10日としてください。

4 振込先

金融機関名	ABC銀行	店舗名	高知支店
預金種別	普通・当座	口座番号	1112222
口座名義人(カナ)	エービィーシータクシーユウゲンカアイシャ ダイヒョウトリマリアク コウチタロウ		

5 添付書類

【共通】

- （１）一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書又は許可書の写し
 - （２）国庫補助金の交付決定通知書の写し（国庫補助金を受ける場合に限る）
※交付決定されていない場合は、国庫補助金の交付申請書の写し等
 - （３）本県において県税の滞納がないことを証する証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（※１）及び本人確認書類の写し（※２）
※１：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第４号様式。
※２：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証被保険者資格証明書の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証被保険者資格証明書の写し等。
- （注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面のマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

・認可書又は許可書に記載されている期限が切れている場合は、申請時点で、認可又は許可が有効であることが確認できる書類（「期限の変更通知書」等）を添付してください

・運輸支局が発行する証明書類の写しの添付でも可能です

原則、「県税の滞納がないことを証する証明書」（納税証明書）の写しを提出してください
※発行日から３ヵ月以内のものを提出してください
※最寄りの県税事務所で取得できます
※納税証明書を提出いただく場合は、本人確認書類の提出は不要です

【タクシー車両導入事業】

- （１）導入予定車両の見積書の写し
- （２）代替前の車両の自動車検査証の写し（代替の場合に限る）
- （３）地域公共交通の維持・確保において当該車両の必要性に関する市町村長の意見書（様式自由）

（３）の添付は不要です

自動車検査証本体の写しと、自動車検査証記録事項の写しの両方を提出してください

【普通自動車第二種免許取得支援事業】

- （１）見積書等教習受講に係る費用が確認できる書類
- （２）補助対象経費の支払い領収書類の写し
- （３）補助対象従業員を雇用していることを証する書類
- （４）補助対象従業員の運転免許証の写し
- （５）乗務員台帳の写し

担当者職氏名：総務部長 高知 次郎

電話番号：088-×××-××××

FAX 番号：088-×××-△△△△

Eメール：abctaxi-kochi@◇◇◇.co.jp

5 収支予算

(1) 収入（単位：円）

区 分	収 入 額	備 考
県 補 助 金	1,401,000	県補助金の額は 補助対象経費×補助率 1/2（※千円未満は切り捨て） です
国 補 助 金	0	
自 己 資 金	2,051,320	
計	3,452,320	

(2) 支出（単位：円）

事業区分	補助事業に要する経費	内 訳
1 タクシー車両 導入事業	3,452,320	別添見積書のとおり ※車両本体価格（税抜）：2,803,000
2 普通自動車第 二種免許取得支援 事業	0	
計	3,452,320	

見積書の総合計金額（税込、諸費用・オプション等を含む）を記載してください

※車両本体価格（税抜）が補助対象経費となります

6 事業内容

(1) タクシー車両導入事業

①導入車両数 1 台

②導入車両を配置する営業所・所在市町村

営業所名 伊野駅前 (いの 市・町・村)

個人タクシーの場合、営業所名は「自宅」と記載してください

③車両導入の理由 ☒ 代替 ☐ 増車

【代替の場合】

代替前の車両の使用年数 満 8 年 5 カ月
(初度登録からの経過年数)

満 8 年以上の場合が補助対象です

【増車の場合】

増車前の事業用自動車の数 (営業所全体) 台

増車後の事業用自動車の数 (営業所全体) 台

④導入車両の新車・中古車の別 ☐ 新車 ☒ 中古車

【中古車の場合】

導入予定車両の使用年数 満 4 年 9 カ月
(初度登録からの経過年数)

満 5 年未満の場合が補助対象です

導入予定車両の累積走行距離 254,328 km

300,000 km未満の場合が補助対象です

(2) 普通自動車第二種免許取得支援事業

①補助金を活用する普通自動車第二種免許取得者数 人